

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 東伯郡北栄町 個人

乙 東伯郡北栄町

団体

2 和解の要旨

県側の過失割合を3割とし、県は、乙に損害賠償金34,380円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

令和3年3月29日

(2) 事故発生場所

東伯郡湯梨浜町大字田後地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、一般県道長和田羽合線を和解の相手方乙が所有する普通乗用自動車で走行中、停車のため待避所に進入する際、車道上に傾きはみ出していた線形誘導標に接触し、同車両が破損したものである。